

公益財団法人日本セーリング連盟 レース運営規則

第2章 外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）及び全日本レベルのレース

第3条（外洋艇全日本選手権大会等開催の条件）

原文

（7）連盟公認のナショナル・レースオフィサーを1名以上、大会組織のメンバーに加えること。

改定案

（7）連盟公認のレース・アドバイザーもしくは外洋安全委員会の講習を受講した、ナショナル・レースオフィサーを1名以上、大会組織のメンバーに加えること。